

群馬県多文化共生・共創推進条例の概要

前文

【条例制定の背景、前提となる考え方】

- ・外国人県民は、ともに群馬を創る「仲間」
- ・本県は歴史的にもグローバルに共生・共創してきた

「多文化共生・共創社会」とは

国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きるとともに、多様性を生かしつつ、文化及び経済において新たな価値を創造し、又は地域に活力をもたらす社会

目的

- ・「魅力あふれる、持続して発展する群馬県」の実現
- ・「国籍や民族等にかかわらず誰もが幸福を感じることのできる社会」の実現

基本理念

【多文化共生・共創社会の前提】

- ・国籍、民族等の違いにかかわらず、差別されることなく等しくその人権を尊重される社会の実現
- ・誰一人取り残されることなく、地域社会を構成する一員として受け入れられる社会の実現
- ・国際的な協調

基本的施策

多文化共生・共創推進月間

「多文化共生・共創月間」において、県民が多文化共生等について関心を深めることのできる行事等を行う等、多文化共生・共創の趣旨の実現に努める。

教育の充実

多文化共生・共創社会の形成の推進における学校教育・社会教育の充実、外国人県民が日常生活、社会生活又は職業生活を円滑に営むことができるよう、日本語教育の充実を図るよう努める。

県及び関係者の責務

